



シュローダー・インベストメント・マネジメントがスタジオアタオ＜3550＞株式の大量保有報告書を提出



スタジオアタオ＜3550＞について、シュローダー・インベストメント・マネジメントが10月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「純投資。証券投資信託および投資一任契約にかかる信託財産の運用のため」によるもの。

報告書によると、シュローダー・インベストメント・マネジメントのスタジオアタオ株式保有比率は、5.55%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2017年10月13日。